

中世の図師について —— 市河文書延慶二年卯月日「志久見郷田在家目録」の検討 ——

村石正行

はじめに

戦後の社会経済史研究の深化のなかで中世の検注論については、寶月圭吾の一連の研究が学界の到達点として知られる^①。また一九八〇年代には寶月の業績を出発点としてこれを批判的に継承した富澤清人の著作がある。富澤は検注の方法論や史料論を検討したもので、土地収取論を大幅に前進させた。ことに検注関係文書の機能論的検討をおこない、この分野を深化させた。

信濃国関係では市河文書（山形県本間美術館蔵）のなかに、土地収取台帳である検注目録があることが知られ、先学によって検討されてきた。この文書のなかには図師と呼ばれる莊園・公領制の時代特有の職名があらわれている。これまで古代の図師については奥野中彦^②が要を得てまとめている。これによると次のとおりである。

① 図師は律令国家のなかで、田地の所有関係・所在を明示する田図（田文）を制作する役人であること。また律令制が崩壊後も、国衙による検注に際してもひきつづき検注帳の制作に携わったこと。

② 図師は常時置かれる職でなく検注に際しての臨時職であったこと。

図師が、鎌倉時代の語彙集『名語記』に表記されていることから（巻四・八四）、中世にもひきつづき存在したことがうかがえる^③。しかし、中世の図師について具体的に論じた研究はあまりない。このなかにあつて、田中寿朗は、平安・鎌倉期の図師について考察し、国衙領と莊園における図師の違いに言及し、鎌倉期にない国衙領の図師職が在地領主の得分権となったことを明らかにした^④。

今回の報告では、図師の存在が知られる信濃唯一の史料である市河文書を検討し、図師について若干考えてみたい。

一 「志久見郷田・在家検注目録」について



史料一 志久見郷田在家目録注進状
「志くみのくてん□んちやう
のしやう文」

注進す

信濃国高井郡志久見郷

嘉元二年初任正檢田在家目録事

合見作田武町二反參百四十歩 在家四宇

除

定公田 玖段

定公在家 四宇

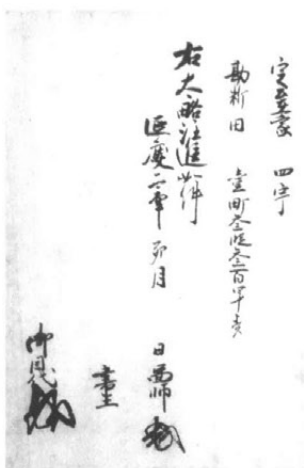
勘料田 壹町參段參百四十歩

右、太略注進件のごとし、

延慶二年卯月 日 図師（花押）

書生

御目代（花押）



市河文書中にのこされた検注に関わる史料一をみるとしよう。嘉元二年（一二〇四）に実施された国衙領である高井郡志久見郷（栄村）の田、在家の検注

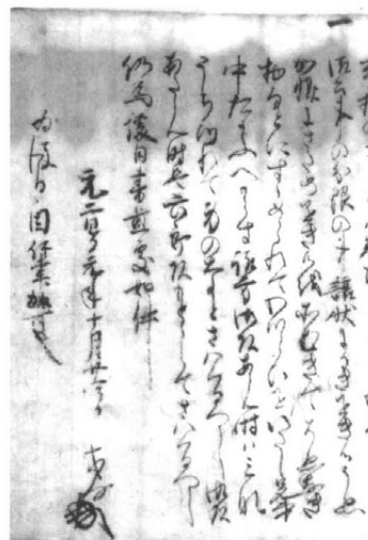


写真1 市河盛房自筆置文にみえる花押

によって確定している数を、延慶二年(一三〇九)新国司に注進した目録である。初任正検とは国司の初任に行われる検注のことである。富澤は検注帳の作成過程について具体的に記述している。こ

れによると、まず耕地の状況と面積、耕作人を確定させた「取帳」を作成し、さらに住民のまえでこの読み合わせをおこなう、異義がなければ、取帳を要約した「目録」を同時に作成し、ともに上位機関(国検であれば国衙、荘園検注であれば荘園領主)へ提出することになる。

さて、史料一から、現作(見作)田が二町二段三四〇歩、在家四字であることが国衙によって確定され、さらに公田のうち九段、公在家四字が免田・免在家、すなわち志久見郷地頭得分となったことを示している。この時期の志久見郷の地頭は市河盛房である。国衙領の多くは、じつは多くの免田在家から成っていることはすでに富澤の指摘のとおりだが、課税かあるいは非課税かの国衙側の認定手続は免田在家を含めてのことであるから、志久見郷一円が勘料田となった。

この目録を作成したのが図師・書生・目代の国衙官人である。このうち目代の花押は延慶二年四月「信濃国庁宣」(市河文書)の信濃国大介と同一花押である。

史料二は信濃国大介から信濃国衙の留守所にあてられたものである。留守所は国司が遙任せず在京している場合の国衙機構を指している。したがって大介は、志久見郷内の湯山(栄村)のうち中野家仲知行地は直営田の堀内のため、万難公事など諸役免除である旨を在庁官人に通達している。なおこれよりまえ、中野氏と市河氏は所領をめぐる幕府の裁許を得てきた経緯がある。佐藤進一によると、国司庁宣は宛所が留守所、あるいは目代となっても「文書はその内容をなす権利・利益の属するところに帰属する」という大原則から、時代がくだると名義



史料二 信濃国庁宣

庁宣す 留守所下す

信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家事

合

右、田在家は、地頭中野五郎家仲知行分においては、重代堀内として、御年貢以下万難公事を免除せらるるの由、これを申す上は、重ねてこれを免除せらるる也、在庁官人等宜しく承知すべし、後々将来に至るといへども、敢て以て違失するなかれ、仍て宣するところ件のごとし、

延慶二年四月 日 僧良誓(花押)

大介(花押)

上の宛所から現地の「庄園の荘官」など受益者が請け取ってこれを保管した。この国庁宣も志久見郷一分地頭だった中野氏もしくは市河氏の手元に遺された。

しかしこの国司庁宣は書式に若干違和感がある。まず書き出しだが、「庁宣す留守所下す」となっている。普通、国庁宣は在京国司が朝廷の国務の事項について国衙官人に指示伝達をおこなう様式で、平安時代以降国司の遙任制度が浸透するなかで「官符」に対応して発生した下達文書である。この場合「庁宣す留守所」とするのが普通であるが、「宣す」「下す」が重複していささかおさまりが悪い。むしろ「留守所下す」という書式は「留守所下文」の書き出しで、留守所目代が国内各所に布達する場合に用いられるものである。また国司庁宣のほとんどの書止文言は「故に宣す」あるいは「以て宣す」で締めくくっているが、この信濃国庁宣にはそれがなく画竜点睛を欠いている。さらに発給者の目代はほとんど全て「大介+姓+花押」で署名しているが、この文書には姓が記されていない。しかも管見のかぎり類例の国庁宣は在京国司本人一人による署名であり、この文書は異例とも言えるものである。むしろこの文書は、何らかの意図で在庁目代が作成した疑文書であると考えておきたい。

史料一にみえる書生は国衙の下級役人である。図師について『長野県史』では「延慶二年、高井郡志久見郷の検注目録の作成では、書生と図師が目代の下で働いている」と記しているのみで、人物を特定していない。『信濃史料』、『新編信濃史料叢書』でも人物比定はされていない。その後、郷道哲章はこれを市河盛房の花押と位置づけた^①。この花押はまさに盛房と見てよいだろう（写真^①）。

さて、史料一の検注目録がなぜ市河文書のなかに混入されているのだろうか。この文書が案文もしくは写しであり、正文は国衙の公文所に保管されていた、と考えることができる。確かに富澤が述べるように、すでに取帳を要約した検注目録は文書機能論的には領主（ここでは国衙）にこそ必要であつただろう。郷道はこうした考えを踏まえ、さらに「御目代」という表記などこの文書が疑義があり、正文でないことを推定した。

しかし、目代と図師の署判が据えられたうえ、端裏書にも「しやうもん（＝正文）」と記されていることから、その後正文としてこの文書が扱われていたことも間違いない。検注目録にみえる「御代官」、「御目代」という表記も後述（第二章）するように多くの用例がある。目録は現地で作成された取帳をもとに照合しながら作成されるものである。図師と書生によって目録が作成され、これが国衙に注進された。これが取帳と照合されて、最後は目代に披閲されたの花押が据えられている。井原今朝男は「近江国香蘭田数目録」をもとに、こうした目録が目代の花押を付されたのちに在地に返却されている事例があることに言及している^②。とすればまさにこの目録は国衙関係者の署判を加えて現地に返却され保管されたもので、実質的な正文であつたと考えたい。

ここで問題になるのは目録自体に盛房が図師として署名したことである。国衙領の耕地状況を上申し、租税申告する文書のまさに公平性を証明する図師として、地頭領主である当事者盛房が文書作成に関わったことは特筆すべき事である。図師が単に目代の下に働いているというよりは、在庁官人と、地頭や郡司などの中間領主層との共同作業のもとで取帳や目録が作成されたことを示しているといえよう。鎌倉期の図師がいかなる社会的立場づけにあったのかを考える貴重な事例

といわねばなるまい。そこで、次章では、図師の職能について考えてみたい。

二 図師の用例

市河文書の検注目録に図師がみえるが、その役割についてはそこからは判然としない。そこで、現在知られている史料から、図師の用例をひろってみよう。

(1) 荘園の領域確定

史料三 「美濃国司庁宣案」^③（傍線は筆者による）

庁宣す 留守所

宣旨状にまかせ沙汰いたさしむべき東大寺領大井・赤野辺両庄事

右件の庄、延久三年官符にまかせ、免除せしむべきの由宣旨を下さる、国使に郡司・図師を相添え、相共に四至を相ただすべきの状、宣するところの旨件のごとし、

嘉保三年五月廿八日

大介源朝臣〈在判〉

史料四 「大部庄百姓等申状」^④

大部御庄百姓等謹て言上す

殊に撫民御徳政を垂れられ、去今兩年旱魃により、百姓為す方なき上は、事を庄民に優れんと欲する条、子細状

一 旱魃により、作毛損亡の間、庄家期を合わさざる事

（中略）

一 預所殿済、御下向、公私として難治たるべき事

右東南院家御知行の時、預所御下向の時、迎夫・傳馬その煩なし、しかるに御寺御管領のため、永仁三年数多の夫・傳馬召さるの間、子細申すべきといえども、始て御庄務あるべきの上は、庄家の躰と云い、所務の様と云い、御存知のため、御下向あるべきの由、仰下さるの間、音なくその沙汰致し畢ぬ、その後去年去、年打連ね、上^{同カ}三所、下十余人の夫・傳馬召さる

るの間、毎年所課、庄家の煩たるの条、堪えがたきの處、今年又仰せ下さるのごとくんば、上六・七人、下十五・六人と云々、この旱魃により、馬と云い、人と云い、喰物粮料なきの處、その数参上の条、叶え難きもの也、かつうは検見の時、先々は、預所殿は出対なく、代官を以て検見せらるの間、惣見の外は、傳馬を召さる事、都て以てその例なき處、此両三年は、自身皆御出の間、毎日傳馬召さるにより、田取図師・公文代に至り、皆傳馬口付を宛て、連日数十傳馬口付催促せらるるの条、百姓の煩也、かつうは百姓言上に及ぶべからずといえども、済、御下向の時は、御寺運納の御年貢、定めて減少せしむものか、一所御下向、何の不足あるべきか、然らば、公私のため、済々御下向止めらるべき也

(下略)

永仁^(二九六)六年六月 日

史料三は東大寺領美濃国大井莊ならびに茜部莊の莊域確定にかかわる史料である。東大寺側は国衙側と莊園の領域について、領域内のあらたに開発された龍作地を寺領とするか公領とするかで相論を繰り返してきた。延久三年(一〇七二)の太政官符により、これが莊園の領域すなわち免田となり四至が確定することになった。については、美濃国大介源某が美濃国留守へ検注をおこなうように命令している。このとき国衙から検田使を派遣し、在地の郡司とともに図師をそこに加えて検注をおこなうように命じている。図師が検注の際に莊園検注に同行したことは鎌倉時代になってもかわらない。史料四もおなじく東大寺領の大部莊(現在兵庫県小野市付近を中心とした莊園)に関わる史料であるが、史料三が国衙検注であるのに対し、これは莊園領主による検注である。大部莊は当初奈良東南院の莊園であったが、その後東大寺を領家とした。東大寺領となつてから、干魃により百姓の諸負担が重くなったことも影響し、諸役軽減を何度か訴えている。ことに検注時の万難公事を軽減するように求めている。東大寺を領家と仰ぐようになって、それまで検注時には預所は下向しなかったのにみずから現地におもむくようになった、したがって住人は伝馬や迎夫などに多くの負担を強いられるようになった。

た。あまつさえ現地の公文代や図師までが十数頭の伝馬口取を連日のように要求してくるので大変な負担である、したがって預所下向がある年は東大寺へ運上する年貢は減ってしまうのは当然だ、と住人らは述べている。

検注時の検注使接待など住人の負担が大きかったことについては、高山寺領小木曾莊(南木曾町・木曾町・上松町を領域とした莊園)を題材にして寶月圭吾の研究^①があり検注に際して、図師が莊園側の現地実務者である公文代とともに作業していることが指摘できるのである。

平安時代末期、一般的に国衙領では国検に際し「郡司刀禰等は国衙の進止として、検田検畠の時、彼等を以て図師」としたのは「条里坪並、図師を以て明鏡」となったからである。^②鎌倉期になっても図師が相論や検注に関わりを持つのはこうした図師の職能によるところが大きい。

(2) 寺領について精通している人物

史料五 「興福寺政所下文案」^③

政所下す 栄山寺田堵等

早く年来注し落さる田畠の所当官物を弁進すべき事

坪付〈在別紙〉

右、彼の寺の解状を得るにいわく、「件の坪坪、寺領として多く数百歳に及ぶ、しかるに寺家の文書年籠の間、もって先年図師僧永真を召し、寺領を注進せしむるの処、大切の坪坪式拾餘町を注しおとさるの由、その風聞ありといえども、くだんの公驗なきにより、その沙汰あたわざる、すでに数年を経る、しかるに今年春、くだんの寺領の年度の官符・民部省勘文・代代の国判等出来す、よって先年の注文を披校せしめ、案のごとく十五・六町を注し落とさる、ていれば、田堵等同心し謀計に似す、所為、甚だ以て非常也、今において、くだんの坪坪は官省符にまかせ、所当・官物を早く寺家に弁進すべきの由、裁下せらるべし」、ていれば、解状の旨にまかせ、所当・官物を弁済せしむべき状、仰するところ件のごとし、故に下す、

永長^(二九七)二年八月廿八日

別当法印権大僧都〈判〉

大和国栄山寺は興福寺の末寺である。坪付から欠落した田畠に関わる所當官物を早く納入するよう興福寺政所が栄山寺田堵らに命じたものである。そもそも末寺の栄山寺が現地支配をしていたのだが、古来よりの文書が紛失したため、図師僧永真に寺領を書き上げて報告するよう命じた。ところがこれが二〇町あまりを落として報告したという噂が立ったが証拠書類がないためそのままになったという。その後、太政官符など代だい的重要書類が出てきたので永真の注進状を校正したところ、案の定一五・六町の欠落があった。これは田堵等が示し合わせ寺側が謀を廻らせたようにしむけたのだ、という。こうした栄山寺側の解文をもとに興福寺はすみやかに未済所當を負うように命じた。

ここで明らかになるのは、現地支配をおこなう栄山寺が図師に命じて寺領域を注進させていることで、田畠の所在によく通じた人物ということを示している。検注で取帳を作成するとき、住人の前で読み合わせをおこない両者の合意形成はかられるが、このとき図師は現地の田堵の言い分にしたがったのだろうか。

(3) 古老百姓としての図師

史料六 「伊勢国曾祢莊年貢以下請文」^⑩

請け申す 醍醐寺御領伊勢国曾根庄毎年御年貢以下事

右当庄所務の事、建長・文永以後、惣検を閣せられるの間、御年貢年を追いつ減少せしめ、あわせて沙汰人百姓等の私曲有るに似たり、これによりかつうは旧規にまかせ、かつうは興行として、正検を遂ぐべきの旨、御教書をなさる、検使を差しくださるの間、文永の取帳を守り、その節を遂げんと欲するの処、故実の沙汰人絶え、古老百姓等死亡せしめおわぬ、よって下地の図師を引きがたきの間、里坪の指南よんどころなし、随て近年動乱により、土民ことに窮困す、然ればすなわち撫民のため、居合の御沙汰を経られれば、文永取帳にまかせ、御年貢以下を進済せしむべきの由、百姓等一同請け申すところ也、此上は自今以後、御年貢ならびに色々落物一事以上、かつうは彼帳を守り、かつうは先例にまかせ、仰せに随い下可沙汰これを進すべし、次い

で新田所當事、建武の帳にまかせ、同じくこれを進納せしむべし、更に惣庄年貢を混ぜるべからず、若し條々一事たりともいえども、この請文に違犯すべからず、但し天下一同の損亡の時、損免申すべし、惣て一塵たりといえども、対掉物を未進いたさば、所職・名田を収公せられたてまつり、御領内を追放せらるべし、その時公私につき子細申すべからず、よって沙汰人百姓等一同請申すところ件のごとし、

貞和三年九月四日

下郷寂蓮（花押）

上郷圓勝

久米郷右馬允

醍醐寺三寶院座主領の伊勢国一志郡曾祢莊（現在の松阪市周辺を領域とする）沙汰人百姓等の請文である。沙汰人百姓は、莊園領主や莊官の代理人として、命令や判決を現地で執行する有力農民である。建長・文永以後、曾祢莊の年貢が減少し、あるいは沙汰人百姓らの私曲があるようだとすることで、寺側は厳格に徴収しようとするため正検をおこない、検注使を派遣させた。沙汰人らは、文永の検注時に住民合意で作成された取帳をもとにあらためて検注を受け入れようとしたが、「故実の沙汰人」が絶え、「古老百姓」が死亡してしまっていたので、「図師を引きがたし」すなわち選びだすことが出来なかったため田積などの指図の拠がない。ましてや近年動乱が引き続いていてるため百姓は困窮している。どうか、改めて検注使がおこなう正検ではなく、居合検注で実施していただければ、文永取帳にもとづき沙汰人百姓が年貢を請け負う、と寺に請文を提出したのである。

この史料からは、正検で四至の確認に図師が重要であったこと、図師が故実沙汰人や古老百姓といわれる人びとのなかから引きつりの任命されたことが慣例であったことがわかる。文脈から故実の沙汰人、古老百姓はほぼ同一の職掌であったと思われる。美濃国大井莊でも古老図師が本領と加納分の四至の由来について在庁官人とともに召喚されて実否を問いただされている。図師が在庁官人でない在地の人間であることを物がたっている。先学の研究では古老は単なる老人ではなく、

村落集団内の上臈身分であるという。また、『名語記』(巻四・八四)に記されている図師が「故実ノ仁、田畠ノ所在ヲヨクシレル人」とあることから、故実の沙汰人とは図師の姿を言い表しているようにも思われる。

このように、中世後期になると図師は、村落内の故実に通じた上臈身分のなかから選ばれたことがうかがえる。

(4) 在地における社会的認知機能

史料七 「筑前国藤井今武田地売券」⁽²¹⁾

謹みて辞す 沽渡す所領 田伍坪事

在^(筑前国)怡土郡大野郷参図拾玖里拾陸坪壹町、拾捌里拾捌坪伍反、拾玖坪参反、拾玖里拾玖坪陸段、貳拾坪肆段陸拾歩、

直佰疋

右件田は、要用あるにより、永年をかぎり中原盛平沽り渡し進するところ件のごとし、但し本公験においては、連券たるにより、副え進すあたわず、よって後代証験のため、新券、以て解す、

康和五年三月十日 藤井今武

府老藤原 (花押)

(筑前国印アリ)

「件の田、今武年来所領田地は、要用により沽渡さしむるところ明白なり仍て随近これを加署す、

大分宮別当文屋 (花押)

神崎庄別当小野 (花押)

天満宮権大宮司小野朝臣 (花押)

「判

郡司高橋 (花押)

図師

権大椽早部 (花押)

件の田坪坪、本領主延末沽券ならびに随近署判并郡司図師証判あるにより、与判す、

新図師判官代早部 (花押)
郡司兼府老藤原

「沽券ならびに在地郡司・図師随近等署判之旨にまかせ、これを領知せしむべし、

少貳 (花押)

壹岐 (花押)

府老藤原 (花押)

これは平安時代の土地売買に関わる史料である。九世紀以降の古代墾田地売買においては、売券は売り主だけでなく、在地の有力農民(随近)の署判が必要で、とくにこれが在地社会の中で「在地明白」⁽²²⁾あきらめもうす」と披露され認知されることが必要だった。この承認をうけ郡司、図師が証判を与え売買を公的に承認し、太宰府が最終的に認可している。このとき、図師早部の官途は権大椽(判官代)で国衙の下級役人だった。奥野が明らかにしたように、律令制下の公領における図師は国衙に属した在庁官人であったことがここでも確認できるが、ここで指摘しておきたいのは、図師は在地における土地売買を公認する社会的認知機能を有していたということである。康平五年(一〇六二)法隆寺僧蓮照が、類地の公験を精査し、坪付を確認する際に、寺僧が数人の立会人とともに確認する作業を行っている。⁽²³⁾醍醐寺報恩院では鎌倉時代後期になると、「当時この辺図師相続の輩断絶」し「類田文書を以てこれを決する」ことができなくなったとし、類田すなわち分割された田畠に関わる手継文書を勘合して坪付を記すものがいなくなったと嘆いている。⁽²⁴⁾国衙領と異なり寺領荘園では寺僧が図師の役割を果たしていた。いっぽうで在地開発にかかわった郡司が「府老」を称している点は、在地社会における古老の位置づけが、単なる故実に熟知した人物、田畠の所在をよく知っている人物という評価だけにとどまらない意味を含んでいる。

こうした図師の社会的認知機能の側面は、室町時代になっても残存・継続していた。

史料八 「福祥寺寄進田目録」⁽²⁴⁾

「寄進申付之事 永徳三年 月」

福祥寺御台堂御寄進田坪付事

合

田尻坪

北ハタ坪

浄心房作

半

弁法橋房

小

天神後

カウサワノ池内

道観作

半

道泉作

半

天神⁽²⁵⁾

茶屋前

玄妙作

半

平野殿作

大

以上三段

右坪付の条件のごとし

永徳三年十月 日

図師玄龍(花押)

御代官常員(花押)

史料八は浄心房以下六名の作田三段を福祥寺(須磨寺)に寄進したときの文書である。ここでも図師と代官が連名で寄進内容が相違ないことを署名している。

図師は土地の範囲や位置を熟知しており、契約の証人ともなった。玄龍は検注のあと寄進坪付注文を作成したうえ、代官常員がこれを確認して花押を据えている。福祥寺がどの莊園に属したか確認できないが、代官は莊園領主の検注使として派遣されたのである。史料一の市河文書の検注目録も「御代官」とあり様式上の疑義が提出されているが、これはあらかじめ在地で作成された目録に対して、代官らが花押を加えるためであろう。同様に、永仁四年二月「倉見莊検注目録」も、図師沙弥十念の花押とともに、「御代官」、「御使」と表記され、御使朝忠の花押が据えられている。

なお福祥寺にはもう一通検注目録が残されている。その目録は「図師長賢」によって作成された。「福祥寺歴代」によれば応安元年(一二三八)寺宮殿組の建立の願主に長賢がみえ、福祥寺僧であることがわかる。

(5) 図師の紛失状作成は当所大法

史料九 A 「図師久貞・田所信貞紛失状」⁽²⁶⁾

立申 紛失状之事

合巻段者 田畠 字松本
西大道ヨリ五段目

右件田畠の本文書、雜乱せしむるのより、当所大法の旨にまかせ、紛失田図師加判せしむる所也、万一本本文書と号し出来の輩あらば、盗人の罪科に処せらるべきもの也、仍て後証のため紛失状件のごとし、

明^(二四九四) 應三年甲寅八月十日 図師 久貞(花押)
田所 信貞(花押)

史料九 B 「サクラ井志水重能売券」(京八幡文書)

売渡申田畠の事

合巻段者 字松ノ本

四至 西ノ目大道五段目也
限東西類地、限南北大道ヲ

右彼の田畠者、今要用あるにより、現錢貳貫百文永代八幡山道の衛門太郎衛門仁売渡申処実也、但し本文書の事は、降目一乱の時、引き失うにより、図師・田所の紛失状ヲ相副者也、本役郷稜耆斗耆升也、此外万雜公事これ無し、仍て永代明鏡の状として、件のごとし

サクラ井志水

明應参年八月廿四日 重能(花押)

史料一〇 A 「図師源延貞等紛失状」(唐招提寺文書)

新立券 紛失状の事

合城内東類 口貳丈七尺五寸
奥十五丈三寸

右敷地は、故対馬法橋善基より息女尼圓妙に相伝の地也、仍て当知行相違なしといえども、本証文、社頭⁽²⁷⁾録之時、紛失せしむるの間、後代龜鏡のため所請宮寺図師・田所署判也、向後本券状たるべし、但し本地子は、封戸米

四舛并落せしむる也、仍て紛失の状件のごとし、

貞治六年十月廿七日^(三六)

図師左衛門尉源延貞(花押)

御供所預田所左衛門尉源長貞(花押)

史料一〇 B 「尼圓妙等屋敷地売券」(唐招提寺文書)

売渡 屋敷老所

在城内東頼 口貳丈七尺五寸
奥十五丈三寸

四至 限西大道堀 限東際目
限南際目 限北際目

右件の屋敷者、故対馬法橋善基本ヨリ息女尼圓妙譲得ところなり。しかるを
要用あるニよて直銭壹貫参百文宛筑後法眼御房にうりわたしたてまつるもの
なり、本文書は去る建武動乱の時社頭の御倉にをきてみなく紛失せしめ候
畢。仍て後代のため、宮寺図師・田所の証判を相副え候上は、更ニわつらひ
あるへからず。但本役にハ委細封戸米四舛分ほかにはさたなく候、仍て売券
の状件のごとし、

貞治六年十一月十五日

尼圓妙(花押)

大法師宗源(花押)

左衛門尉平秀繼(花押)

本券文(土地に関わる権利証文)は土地の所有を証明する唯一の証拠であるが故
に、本券文所持こそが土地所有のもっとも根本的な根拠であった。土地を所有し
ていても券文を紛失したり、あるいは他人が券文を所持することになれば、土地
所有の根拠を失う。したがって所有者が移り変わるたびに所有権を明らかにする
券文が作成され、過去の券文に張り継いで重書として保管された(手継)。こう
した「文書フェティシズム」ともいうべき自力救済的な慣習は、つとに中世的な
ものと評価されてきた⁽³⁷⁾。したがって中世的な文書主義をよくあらわす事例が、土
地の利害関係がもっとも顕在化する文書の紛失時であるとおもわれる。火災や洪
水、盗難により券文を紛失すると、権利の相承に支障をきたすため、あらたに紛

失状を作成し本券文に加えることはよく知られている。史料九のA・Bは、京八
幡社に伝わる文書の連券である。字松ノ本の一段の土地を桜井志水重能が衛門太
郎に売却するのであるが、これに先立って紛失状を作成している。この土地の所
有文書を連綿と張り継いだ手継証文を「雑乱」によって紛失してしまったからで
ある。興味深いのは文書の紛失を証明するために図師や現地で文書を管理する田
所が署判することがこの地域の「大法」だったのである。そして彼らの署判によっ
て作成された紛失状には、「万一本文書と号し出来の輩あらば、盗人の罪科に処
せらるべき」ものと記され、過去の連券が無効であることが宣言され、かつこの
無効な連券を所持している者は罪人であるとある。一五世紀末の地域社会のなか
において、図師はその知識をもって土地の所有権について認知し、かつ紛失状作
成に関わる重要な役割を果たしていたことがわかる。大和国唐招提寺に伝わる史
料一〇のA・Bも紛失状を作成する例である。南北朝内乱によって御蔵の文書が
すべて消失してしまった。そこで尼圓妙の過去の相伝の由緒を紛失状で証明した
のが図師延貞・田所長貞であった。

史料十一

「僧雲阿讓状写」(土佐国蠶簡集⁽³⁸⁾)

聖人雲阿讓与す 西養寺御読経供田五段下坪事

湛慶大徳

右、件の供田は、雲阿相伝の所帯なり、然るを年来同法たるにより、永年を
限り譲与するところ実なり、全く以て他人の妨げあるべからず、但し中頃西
定坊に譲ると雖も、離国の上は、証文有るべからず、後代のために、譲
状件のごとし

寛元四年六月廿四日^(三九) 聖人雲阿

御讓状の旨に任せ、沙汰人等署判

図師沙弥花押

田所沙弥花押

史料十一は土佐国介良莊(高知県高知市介良)西養寺に伝来した古文書である。

西養寺で仏事興行料田が「年来の同法」として師弟間の相伝対象になっていたことを示す史料であるが、このとき手継証文が西定坊の土佐離国にともない残されなかったため、讓狀に図師・田所が署判をして権利の証明をおこなったのである。このように、図師は紛失状作成や讓狀の署判をおこない、土地所有権の認定をおこなったことがあきらかである。

おわりに

本論を要約すると次のとおりである。

- (1) 図師は在地に精通した人物であり、村落内部の上臈身分である古老のなかから任命された職であること。
- (2) 国司や在庁役人とともに連署していることから、国衙に属した職であったこと。平安時代末、在地の有力層である郡司を兼ねる図師がいる。図師とは、かならずしも故実に精通したという意味合いだけでなく、さらに開発的領主の側面を有していた可能性があること。自墾地の領域確定の際に、まさに当事者として図師が必要とされた。
- (3) 市河文書のなかにみえる図師は、志久見郷地頭職であった市河盛房のものであるが、地頭領主がみずからの所領の検注の図師に任じられていることは興味深い事実である。図師が、古老とよばれる在地に精通した人物であり、一面では開発領主的な性格を有した有力層であった、という諸側面を持ち合わせている事実と、このことは矛盾しない。また「書生と図師が目代の下で働いている」というよりは、むしろ検注時において、在庁官人と、郡司・地頭・莊官といった在地領主層との相互の承認・共同作業のもとで取帳や目録が作成され、社会的承認を得ていったと考えられるのではないか。
- (4) 古文書学上、紛失状については「文書が紛失あるいは効力を失った場合、その文書の無効を宣言するとともに、それに代るべき案文を複製してこれに政治的社会的権威の確認を求め」と規定されるが、室町後期に至っても紛失状作成過程に図師が関わり政治的社会的権威を付与していた事実は特筆に値する。

注

- 1 寶月圭吾「中世検注における一・二の問題」『信濃』一〇一五、一九八〇年、同「高山寺方便智院領小木曾荘について」高山寺典籍文書調査団『高山寺典籍文書の研究』東京大学出版会、一九八〇年。同「中世の検注について」『地方史研究』一七〇、一九八一年。同「莊園における検注使の生活実態」『信濃』三七一〇、一九八五年、など。いずれも寶月「中世日本の売券と徳政」吉川弘文館、一九九九年所収。
- 2 富澤清人「中世検注の特質」『日本史研究』二二三、一九八二年。同「検注と田文」『講座日本莊園史 二』吉川弘文館、一九九一年（いずれも富澤『中世莊園と検注』に所収）、同「中世の名寄帳」『中世莊園への通—富澤清人の世界—』富澤清人遺稿集刊行委員会、一九九七年。
- 3 奥野中彦「古代田図と図師」『日本歴史』三一一号、一九七四年。
- 4 前掲注2富澤『中世莊園と検注』所収。
- 5 莊園絵図作成に図師がどのような関わりをしたかという田中寿朗の論文「平安・鎌倉の図師」がある。莊園絵図制作は図師でなく絵師にかかるものと推論した（竹内理三編『莊園絵図研究』東京堂、一九八二年）。
- 6 勘料は検注に際して、課税地・非課税地を認定するためなどにかかる諸費用で、勘料田とはそれを供出するための土地である。勘料については富澤「勘料について」、前掲注2富澤『中世莊園と検注』所収。
- 7 郷道哲章「市河文書」の研究—平安末・鎌倉期の花押とその周辺—（『信濃』三九一—二、一九八七年）による。
- 8 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版会、一九七二年。
- 9 中野能成以後、その重書類は女系を通じて市河氏のものに移ったが、鎌倉時代末から南北朝時代以後の文書のなかにも、中野氏関係の文書が数点含まれている。
- 10 国司庁宣のなかで一般的な例をあげる。
建治三年九月日「尾張国国庁宣案」（『大日本古文書 醍醐寺文書之五』一九二八）
（在御判）
庁宣 留守所
可早以尾張俊実、為重枝・次郎丸名兩名主職事 右任今月十二日 院宣之旨、所令補任俊実於彼名主職也、御年貢以下無懈怠、可令致其沙汰之状、所宣如件、在

庁官人等宣承知、敢勿違失、以宣、

建治三年九月 日

大介平朝臣

11 前掲注7 郷道「市河文書の研究」。

12 「荘園公領の支配」『今日の古文書学 第三巻』雄山閣、二〇〇〇年。

13 内閣文庫所蔵「美濃国古文書」(『平安遺文』一三五三)。

14 『大日本古文書 東大寺文書(東大寺図書館架蔵文書之十三)』二一〇〇。

15 前掲注1 寶月「高山寺方便智院領小木曾荘について」。

16 天養元年十月廿日「鳥羽院庁下文案」(狩野亨吉氏蒐集文書十八、『平安遺文』二五四一)。

17 「色川本栄山寺文書」『平安遺文』一四六八。

18 「醍醐寺三寶院文書」『大日本史料第六編之十一』。

19 富澤清人の荘園住民身分研究を出発とし、近年の坂田聡、酒井紀美、園部寿樹などの一連研究により、中世の荘園における「古老(故老)」が単なる老人でなく、土地開発に関わった荘園領主によって認定された荘園内に於ける住民階級身分で、故実に熟知した住人をさしていることがわかってきている。富澤清人『「在家」の身分的性格について』『歴史学研究』四一一、一九七四年。同「東大寺水無瀬荘と荘民」『史学』四七一・二、一九七五年。同「荘園体制下における村落と農民」『歴史学研究』一九七六年大会別冊号、いずれも注2『中世荘園と検注』に所収。坂田聡は、中世を通じて村落の宮座を検討し、氏の代表として古老百姓が宮座の成員となっていることを述べている。また古老百姓は鎌倉時代後期には垣内名など地域の根ざした姓を用いるようになることから、村落に父系制がしだいに定着していったとみる(坂田「鎌倉末期葛川における荘民構成について」『中央史学』四、一九八一年。「中世村落の構造と家」『歴史学研究』五九九、一九八九年。「氏連合的村落から家連合的村落へ」『歴史と地理』四二二、一九九〇年、など。いずれも坂田「日本中世の氏・家・村」校倉書房、一九九七年に所収)。酒井紀美は古老住人の役割のなかで相論解決の証言が証拠文書とともに重要だったことをあきらかにした(酒井「村落間相論の作法」『日本村落史講座 政治I』一九九一年、所収。酒井「日本中世の在地社会」吉川弘文館、一九九九年に所収)。園部寿樹は、中世前期荘園村落内身分について、村落内財政に関わる身分呼称として、古老・住人があり、いっぽうで百姓は上級権力の公民支配における身分呼称であると結論づけた。(園部「中世村落の諸段階と身分」『歴史学研究』六五一、一九九

三年。同「中世前期村落における古老・住人身分の特質」『米沢史学』一〇、一九九四年。「中世前期村落における古老・住人身分の特質」『経済学論叢』三五四、一九九五年、など。いずれも園部「荘園村落内身分の研究」校倉書房、二〇〇二年に所収)。

20 嘉保三年五月二日「大井・西部荘文書案」(『大日本古文書 東大寺文書之五』九八)。

21 「広瀬正雄氏所蔵文書」(『平安遺文』一五二二)。

22 康平五年一〇月二三日「僧運照日記」(『平安遺文』九八二)。

23 「報恩院田日記」(『醍醐寺文書』九、二〇八九)。

24 「福祥寺文書」(『兵庫県史』資料編古代中世所収)。

25 「若狭大音文書」、『鎌倉遺文』一九〇一四。なお案文であるが同じく「若狭大音文書」所収永仁三年二月二日「検注目録」にも御代官・御使と表記される。

26 明徳三年五月一日「図師長賢寺田坪付注文」(『兵庫県史史料編』中世一)。

27 「福祥寺歴代」(『兵庫県史史料編』中世一)。

28 「京八幡文書」東京大学史料編纂所影写本。

29 山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」(『歴史学研究』別冊特集、一九八三年)、菅野文夫「本券と手継」(『日本史研究』二八四、一九八六年)、西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」(『日本史研究』三三〇、一九八七年)など。

30 享保一〇年(一七二五)土佐山内家家臣奥宮正明が国内の諸古文書を収集、編年編纂したもの(『高知県史 古代中世史料編』一九七七年)。

31 西養寺は源頼朝の実弟希義の菩提を弔うために建立された寺院という。多くの中世文書を所有していたが明治維新の廃仏毀釈で消失した(『高知県史 古代中世編』一九七一年)。

32 『長野県史 通史編』中世一。

33 佐藤進一『古文書学入門』法政大学出版会、一九九一年。

【付記】

本間美術館田中章夫氏には、史料閲覧ならびに写真掲載について便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げます。